表紙

表紙、裏表紙、各ページの右下に音声コードがあります。ユニボイスという無料のスマホアプリで読み取ることができます。横のキリカキは音声コードの位置を示します。

新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例

ユニバーサルデザインまちづくりとは

建築物や道路、公園とうの都市施設に関し、年齢、性別、国籍、個人の能力とうにかかわらず、全ての人が安全に、安心して、かつ、快適に暮らし、又は訪れることができるまちの実現を図るための取組のことです。

これまでのいきさつ

新宿区では、平成23年、西暦2011年3月に策定したユニバーサルデザインまちづくりガイドラインや東京都福祉のまちづくり条例に基づき、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進し、質の高い都市空間の創出に取り組んできました。

平成27年、西暦2015年度には、学識経験者や区民とうで構成するユニバーサルデザイン推進会議で、施設整備に向けた新たな取組、事前協議とうが必要、との意見があり、制度創設に向けて検討を進めてきました。

ユニバーサルデザインまちづくりの取組

誰もが、分け隔てられることなく共生することができる社会を実現するためには、これまで以上に区、区民、施設所有者とうが協力・連携して、ユニバーサルデザインまちづくりを推進していくことが必要です。

新宿区は、事前協議や工事完了報告の制度創設など、施設整備の強化を行うとともに、意識啓発を強化するための新たな取組として、令和2年、西暦2020年3月に新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例、以下、ユーディー条例という、を制定しました。

1ページ目

ユーディー条例の整備基準の主な例

ユーディー条例では、高齢者や障害者も含めた全てのヒトが円滑に利用できるよう、対象施設の用途及び規模に応じ、出入口、廊下、階段、便所とうの項目について、整備基準を定めています。

整備基準の詳細は、ユーディー条例施設整備マニュアルをご覧ください。 ホームページにアクセスできるキューアールコードを記載しています

２ページ目

小規模建築物の整備基準について

セイカツに身近な施設のうち、イチ、診療所とう、ニ、ブッパン店舗、サン、飲食店、ヨン、サービス店舗とう、ゴ、給油取扱所、の用途に供する部分のユカメンセキの合計が200へーべー未満のものカッコ小規模建築物カッコトジルのための遵守基準カッコ整備基準のうち特に守るべきものカッコトジルを設けています。

小規模建築物の遵守基準は、イチ、出入口、ニ、便所、サン、敷地内の通路、について、建築物の実態に合わせて、最低限の設備を求めるものになっています。

３ページ目

ユーディー条例の概要

第１章総則

目的、定義、区、区民、施設所有者とうの責務、第１条から第５条

第２章施策の推進

第１セツ、意識啓発とう、第６条、

第２セツ、都市施設の整備、第７条から第18条

第３章審議会

設置、組織、部会、第19条から第21条

第４章雑則

国とうに関する特例、規則への委任、第22条、第23条

規則

ユーディー条例に定めるもののほか、セコウに関し必要な事項は、ユーディー条例セコウ規則で定めています。

４ページ目

ユーディー条例に基づく手続きの流れ

届出者はユーディー条例の対象となる施設の計画をしたとき、用途及び規模に応じて事前協議や届出、工事完了報告などを行います。

事前協議

コウジ、チャクシュビの60ニチ前までに事前協議書をクチョウへ提出します。

届出

コウジ、チャクシュビの30ニチ前までに届出書をクチョウへ提出します。

なお、設計などを変更する時は、コウジ、チャクシュビの30ニチ前までに変更届の提出が必要です。

工事完了報告

コウジ完了後すみやかに行います。

区は、報告書の内容について、整備基準への適合状況を確認し、その後、使用開始となります。

事前協議や届出などに必要な申請書類はホームページからダウンロードできます。 ホームページにアクセスできるキューアールコードを記載しています。

５ページ目

ユーディー条例の対象施設カッコ建築物カッコトジル。

ユーディー条例の対象となる施設の用途や規模の一覧ヒョウを記載しています。

一覧ヒョウの詳細について、お問い合わせの際は新宿区、都市計画部、景観まちづくり課までご連絡下さい。

電話、03-5273-3843

FAX、03-3209-9227

６ページ目

ユーディー条例と東京都建築物バリアフリー条例、東京都福祉のまちづくり条例の関係

東京都ではバリアフリー法第14条、第3項に基づく、高齢者、障害者とうが利用しやすい建築物の整備に関する条例、以下、建築物、バリアフリー条例という、と、建築物バリアフリー条例よりも対象施設などを広範に定め、整備基準を強化している、東京都福祉のまちづくり条例、以下、福祉のまちづくり条例という、が制定されています。

ユーディー条例が全部セコウされる令和２年、西暦2020年10月１日から、福祉のまちづくり条例の届出は不要となります。

裏表紙

よくあるお問い合わせ

ユーディー条例の事前協議の内容はどのようなものですか

事前協議は届出内容について、ユニバーサルデザインまちづくりに識見を有する者、区担当者、届出者カッコ設計者とう、カッコトジルの三者が対面協議を行うものです

図面とうにより、計画の内容についてヒアリングを行いながら、努力基準への適合を要請していきます

その他、よくあるお問い合わせを３つ記載しています。

詳細については新宿区ホームページにも掲載しています

ホームページにアクセスできるキューアールコードを記載しています

お問い合わせ先

ユーディー条例について

新宿区、都市計画部、景観まちづくり課

電話、03-5273-3843

FAX、03-3209-9227

建築物バリアフリー条例について

新宿区、都市計画部、建築指導課

電話、03-5273-3742

FAX、03-3209-9227

ハッコウ、新宿区、都市計画部、景観まちづくり課

郵便番号160-8484、東京都、新宿区、歌舞伎町1-4-1